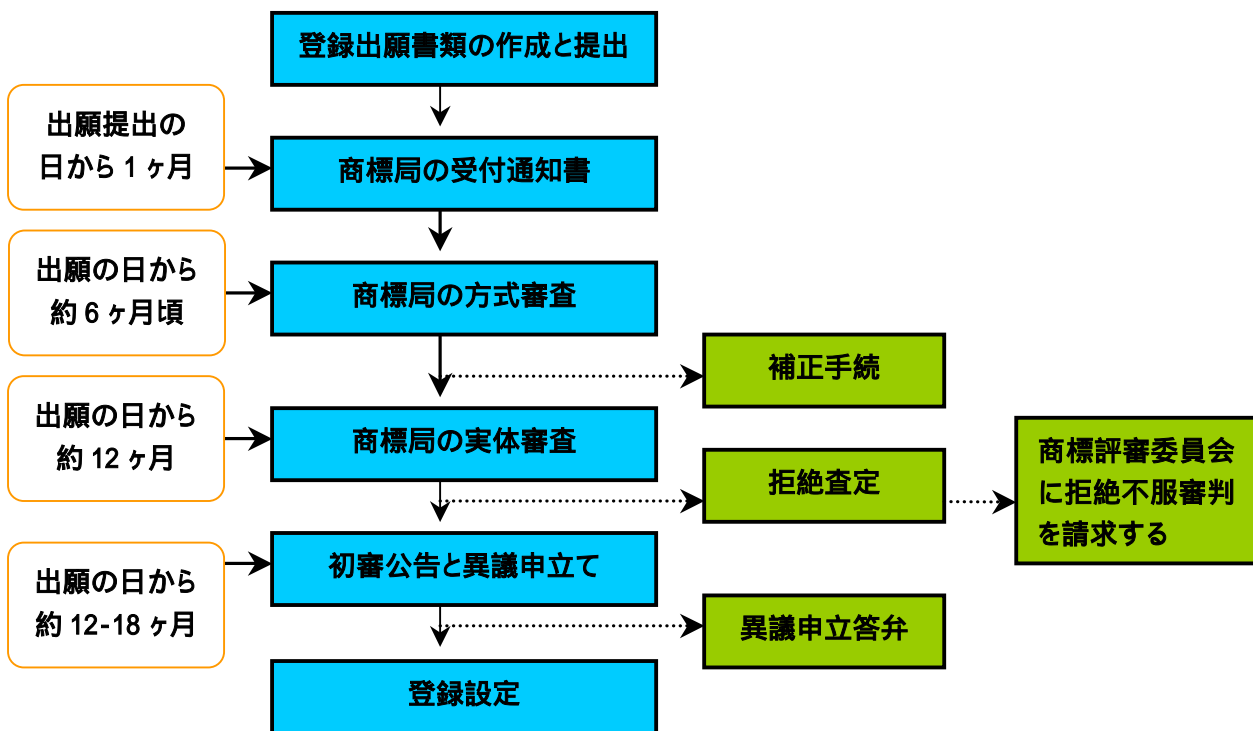


中国商標登録出願案内

一、中国商標登録手続きの流れ

1. **商標登録出願書類の用意と作成**：商標登録出願書類を作成して、中国商標局に商標登録出願を提出します。
2. **商標局の受理**：商標局に商標登録出願書類を提出した後、1ヶ月頃商標局から商標登録出願受理通知書を受領します。
3. **商標局の方式審査**：商標局は商標登録出願に対し、方式審査を実施します。方式審査の内容は、指定商品・指定役務の分類と名称の適否などを含みます。
4. **商標局の実体審査**：方式審査の後、商標局は商標登録出願に対し、実体審査を行います。登録要件に該当しない場合、拒絶査定通知書を発行します。
5. **商標局の初審公告と異議申立て**：拒絶査定を発見しない場合、商標登録出願は商標初審公告に掲載されます。何人も初審公告日からの3ヶ月の異議申立期間内に商標局に異議申立を請求することができます。
6. **商標局の登録設定**：3ヶ月の異議申立期間が満了した場合、異議申立がないとすれば、登録を設定し、商標登録証を交付します。



商標局の審査スピードによると、商標登録出願日から登録設定まで約 18-20 ヶ月かかります。

登録商標の存続期間は登録日から 10 年をもって終了します。更新登録は存続期間満了前 6 ヶ月以内に出来ます。

二、中国商標登録出願に必要な書類

1. 出願人の名称若しくは氏名と住所若しくは居所。商標登録出願に中国語と英語両方とも記載しなければなりませんので、名称と住所の日本語と英語表記を両方とも提供してください。
2. 指定商品若しくは指定役務の名称。
3. 商標見本は1枚。見本のサイズは5cm から 10cm まで結構です。
4. 商標代理委任状1枚。商標代理委任状に会社の印鑑を押してから、ご返送ください。

出願人の名称/氏名（日本語）	
出願人の名称/氏名（英語）	
住所（日本語）	
住所（英語）	
商標見本	
色彩の指定	
商標の種類	■普通商標 □団体商標 □証明商標 □立体商標 □色彩商標
指定商品又は指定役務	
出願人の確認（サイン若しくは印鑑）	